

令和8年度  
行田市朝のこどもの居場所づくり事業  
利用案内



行 田 市  
健康福祉部子ども未来課

令和8年1月

## 朝のこどもの居場所づくり事業とは？

朝のこどもの居場所づくり事業とは、保護者の仕事等の都合で小学校の登校時間まで、自宅でこどもだけで過ごす家庭のために、登校開始前までの時間を学校施設などを利用して、児童が安全にそして安心して過ごすことができる場所を提供することで、保護者の就業と子育ての両立を支援する事業です。

### ◆ 保護者のこんな心配、解決できます ◆



1. 朝、こどもが一人で自宅にいる時間が心配。
2. 学校へ行くのに忘れ物をしていないか心配。
3. こどもが自宅を出るときに施錠をしたか心配。
4. ちゃんと、学校に行っているか心配。

## 1 利用するには(利用申請方法)

- (1) 「行田市朝のこどもの居場所づくり事業利用申請書」と「就労証明書」を市役所へ申請してください。

注1 兄弟姉妹で利用する場合は、利用する児童それぞれに申請書を提出してください。

注2 就労証明書は、同一敷地内の別世帯の方の分も含めて、全員分を提出してください。

注3 就労証明書は、事業主が記入するものです。

- (2)申請期限 令和8年2月27日(金)午後5時まで

※期限を過ぎても申請いただけますが、4月からの利用を希望される場合は予めご相談ください。

- (3)申請方法

以下の①行田市電子申請・届出サービスか ②持参のいずれかの方法で申請してください。

- ①行田市電子申請・届出サービスでの申請

下の電子申請URL(QRコード)の入力フォームから必要事項を入力してください。就労証明書は、写真や PDF などの画像として添付してください。

・電子申請URL

[https://apply.e-tumo.jp/city-gyoda-saitama-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=109138](https://apply.e-tumo.jp/city-gyoda-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=109138)

・電子申請QRコード



- ②持参での申請

行田市役所 子ども未来課(5番窓口)まで

住所 行田市本丸 2-5

電話 048-556-1111(内線 262)

- (4)申請書及び就労証明書の配布場所

- ①行田市のホームページからダウンロードできます。

・市ホームページURL

[https://www.city.gyoda.lg.jp/soshiki/kenkouhukushibu/kodomomirai/gyomu/ikuji\\_syochu/asanokodomonoibasyo/11411.html](https://www.city.gyoda.lg.jp/soshiki/kenkouhukushibu/kodomomirai/gyomu/ikuji_syochu/asanokodomonoibasyo/11411.html)

・市ホームページQRコード



②行田市役所子ども未来課で配布しています。

## 2 事業の利用にあたって

- (1)この事業は保護者の就労等のために、朝の時間帯に見守りが必要な児童が対象です。
- (2)保護者が児童と一緒に実施場所までお越しいただき、見守り員に引き渡していただく必要があります。
- (3)この事業は保育や教育を提供するものではありません。

## 3 事業の趣旨

こどもの小学校入学に際して保育所の預かり開始時間と小学校の登校時間の差により、保護者が仕事等を変更せざるを得ない状況になる、いわゆる「朝の小1の壁」に対応するため、平日の朝に小学校等でこどもを預かる「朝のこどもの居場所づくり事業」について、埼玉県の「朝のこどもの居場所づくりモデル事業」として実施するものです。

## 4 利用要件

利用するには、原則、以下のいずれの要件にも該当する必要があります。

(1)西小学校に在籍する児童

(2)保護者の就労等により登校時に自宅でこどもだけになる児童

※ただし、(2)の就労要件以外でこの事業を利用したい場合は、別途、市役所へお問い合わせください。

## 5 実施内容

- (1)実施学校 西小学校
- (2)実施場所 西第二学童保育室(西小学校1号館1階)  
※見守り員2名がお預かりしたお子様を見守ります。
- (3)実施時間 午前7時から午前8時
- (4)実施期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
- (5)実施日 月曜日から金曜日まで(学校がある平日)  
※長期休業期間中、土日、祝日等は実施しません。
- (6)対象児童 西小学校在籍の児童
- (7)利用料金 1人1回 100円(利用時に現金で支払ってください。)
- (8)定員 50人  
※定員を超過する場合は、低学年を優先します。

## 6 実施場所での児童の過ごし方

児童は読書や自習など、室内で静かに過ごしていただきます。

※食事は不可、ただし、水分補給(水筒持参)は可能です。

※見守り員は、学習支援は行いません。

※ボール遊びやおいかげっこなどの運動は禁止です。



## 7 申請書等を提出後、利用までの流れ

### ①申請書等提出

申請書、就労証明書を市役所へ提出します。



### ②利用決定(却下、保留)通知

市役所での審査後、通知が届きます。  
(審査には、2週間程度を要します。)

※利用決定・・・審査の結果、利用できます。利用方法等の詳細がわかる資料を同封します。

※利用却下・・・審査の結果、利用できません。

※利用保留・・・申請者多数により、定員を超過したため、利用待機(順番待ち)です。





### ③利用日報告書

利用決定者は、同封の利用日報告書を市役所まで提出してください(詳細は決定通知に記載)。

※その後の利用日報告については、必要に応じて、施設の見守り員へ提出してください。



### ④通学班の連絡

通学班の今後の利用について、関係者(班長、地区長など)に確実に連絡する。

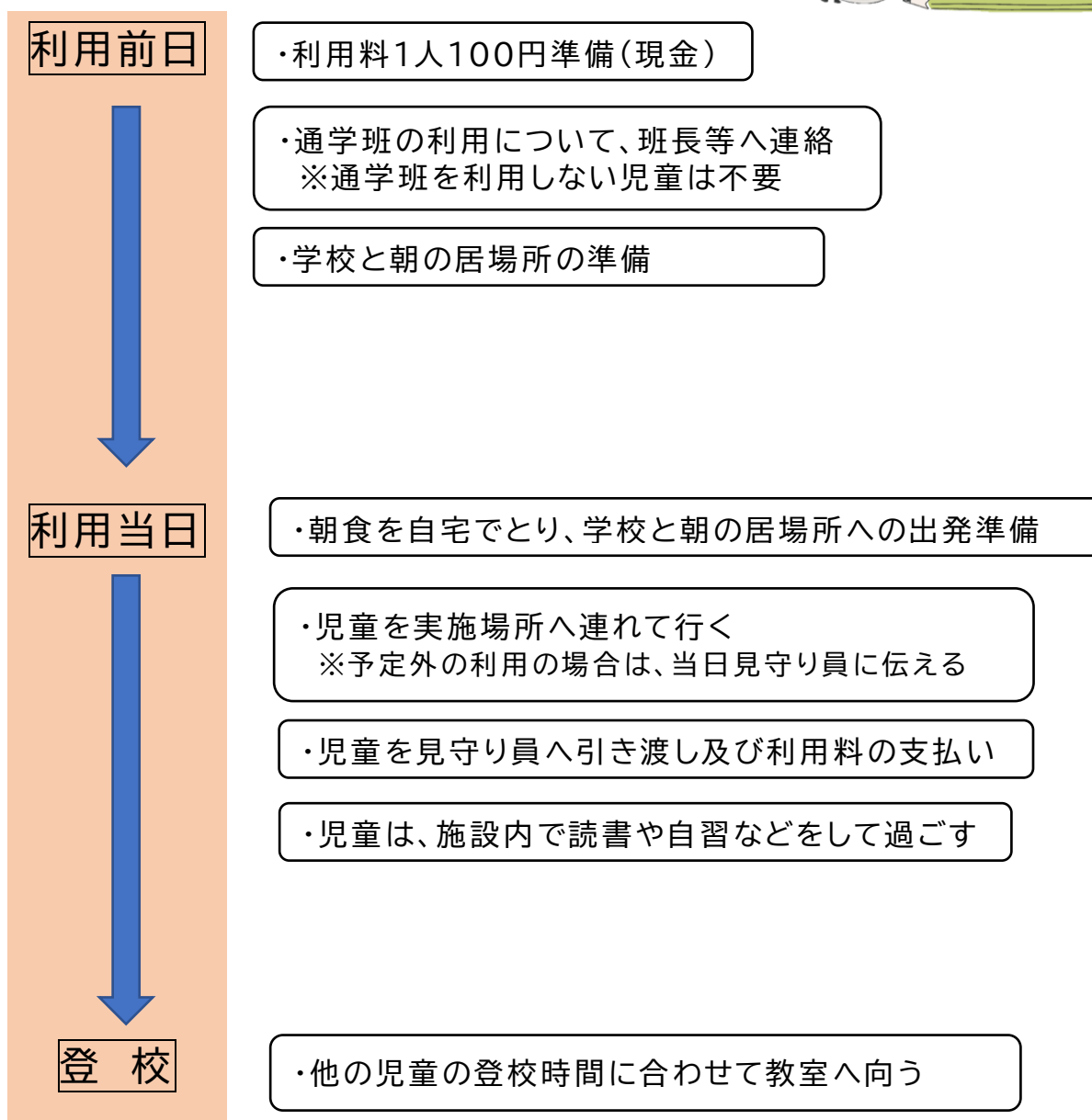
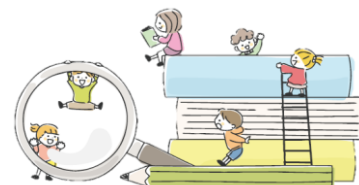


### ⑤利用開始

朝のこどもの居場所を利用する。



## 8 実際の利用の流れ



**欠席する場合は、学校との連絡とは別に、実施場所まで連絡ください。**

**【電話番号:048-579-5347】**

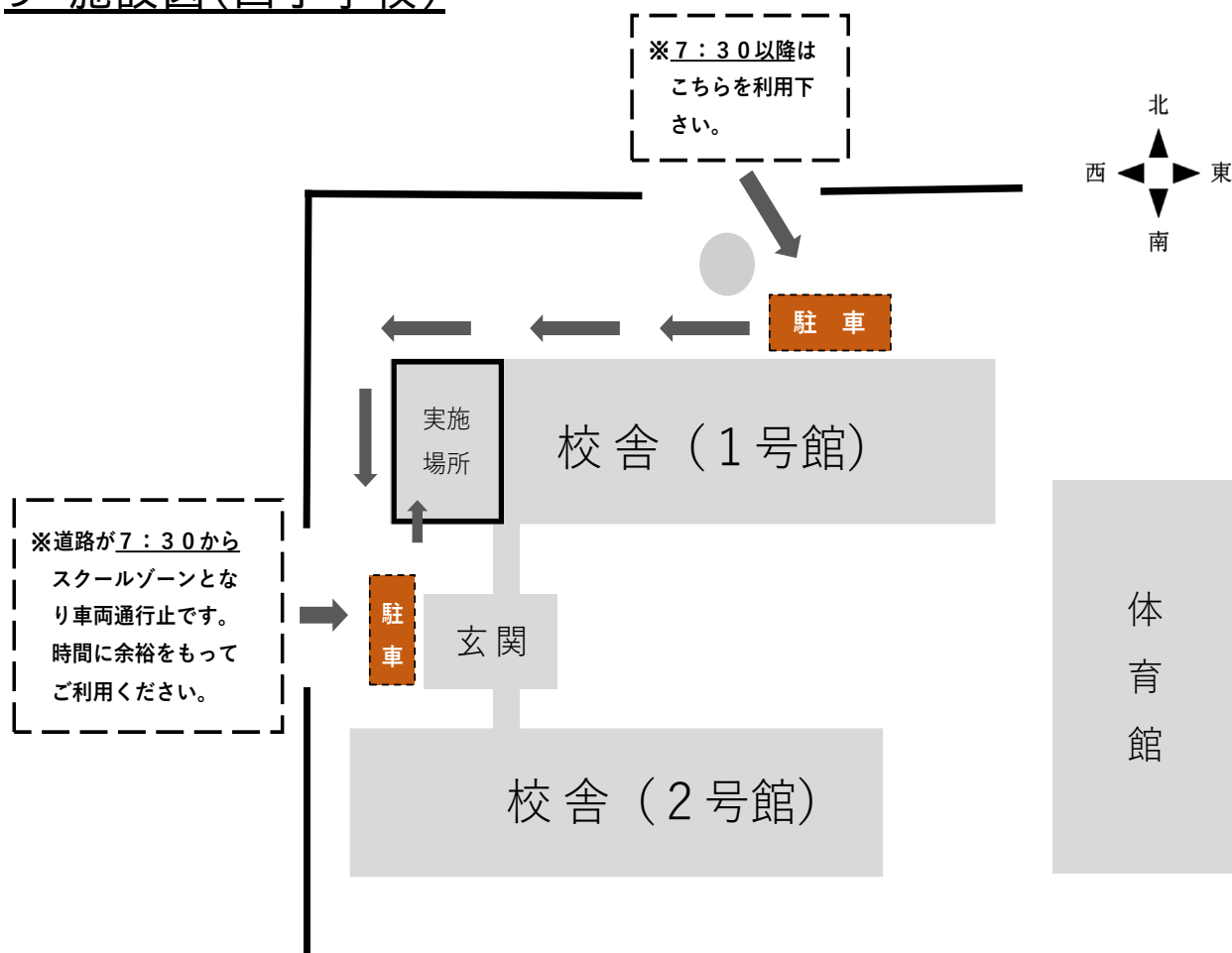
**<電話対応時間の目安>**

**・午前 午前6時45分から午前8時00分頃まで**

**・午後 午後1時00分から午後6時30分頃まで**

**※日中や深夜など、電話に出られない場合は、留守番電話に変わりますので、児童名と内容の録音をお願いします。**

## 9 施設図(西小学校)



## 10 確認事項



以下の内容については、必ずご一読ください。

- (1)本事業は、見守り員による児童の見守りを行うものであり、児童への教育又は保育を行うものではありません。
- (2)保護者の方が児童に付き添い、実施場所の見守り員へ児童を引き渡してください。
- (3)路上駐車は、おやめください。
- (4)児童の様子を学校と共有させていただきます。
- (5)体調の悪い日の利用は、お控えください。
- (6)欠席する場合は、学校への連絡とは別に連絡をお願いします。
- (7)実施場所内での飲食はできません(水分補給は、除く。)
- (8)児童がケガをした場合は、簡単な応急処置を行いますが、ケガの状況によりお迎え又は医療機関への受診をお願いすることがあり

- ます。この場合において、緊急を要する場合は、救急要請を行います。
- (9)ケガ等の緊急時は、医療機関等と情報を共有させていただくことがあります。
  - (10)児童が故意に施設、備品等を破損した場合は、保護者の方に相応の弁償又は同等物の補償をしていただきます。
  - (11)利用児童又は保護者が見守り員の指示に従わない、ルールが守れない、迷惑行為等があった場合は、利用を控えていただく、又は利用を制限する場合があります。
  - (12)利用児童に関する情報を実施小学校及び運営法人に共有させていただきます。
  - (13)就労状況又は申請内容に変更が生じた場合は、速やかに子ども未来課まで「朝のこどもの居場所づくり事業申請内容変更届(様式第4号)」を提出してください。

## 11 お問い合わせ先

### 【朝のこどもの居場所】

西第二学童保育室(西小学校1号館内)

住所: 行田市持田 3-5-9

電話: 048-579-5347

※電話対応時間の目安

午前6時45分から午前8時00分頃まで

午後1時00分から午後6時30分頃まで



### 【行田市役所】

健康福祉部子ども未来課

住所: 行田市本丸2-5

電話: 048-556-1111(内線293)

FAX: 048-556-3551

メール: [kodomo@city.gyoda.lg.jp](mailto:kodomo@city.gyoda.lg.jp)